

## 労働基準法と労働者災害補償保険法との関係

# 【参考】労働基準法と労働者災害補償保険法との関係

## 「新 労災保険法」（昭和41年10月 労働省労災補償部編）p31～34

### 三 労働基準法と労災保険

以上のように、業務災害についての保険制度は、戦時労働政策の一環として健康保険および厚生年金保険のなかで社会保険の形態をとり、あるいは失業対策を背景に責任保険の形態をとって終戦を迎えたが、戦後における各種法制の再編成のなかで統一的な業務災害保険として労災保険が成立するについては「労働基準法」の制定が決定的な意義をもった。

労働基準法は、わが国における近代的な労働関係の確立をめざす労働保護の綜合法典として制定され、鉱業法、工場法および労働者災害扶助法以来の災害扶助も、その価額を一挙に倍増されて労働基準法第八章の「災害補償」に統合された。そして、まさに労働基準法のなかに位置づけられたことによって、それは災害補償一般のモデルのようにみられることとなった。

（中略）

ところで、このようにして発足した労災保険を、その後の制度改善の経過に照らしてみると、そこに、労災保険の発展を制約する重要な問題が伏在していることを指摘しなければならない。

まず個別事業主の災害補償が労働保護法たる労働基準法によって定められたことは、労働基準行政と相まって労災保険の普及が促進される決定的要因をなしているが、その反面において次のような問題もある。

（中略）

次に、個別事業主の災害補償が、個別労働関係の基本法たる労働基準法によって定められたこと、そしてそれが災害補償一般のモデルのようにみられたことは、統一的な労災保険の制度的および思想的基盤となったが、その反面、労働基準法上の災害補償がそのまま労災保険の保険給付のモデルとされ、また、その範囲があたかも業務災害に対する事業主の無過失損害賠償責任の限度を意味するかのようにとられがちで、労災保険の給付内容や保険料負担に対する考え方を呪縛し、制度改善の過程を曲折させる一因となっていることは後述のとおりである。

さらに、労災保険法が労働者災害扶助責任保険法を立法技術的に引き継いだことは、労働基準法と相まって統一的な保険制度を確立しようとする立法政策によく答えるものであった。しかし、その反面、前記の諸点と相まって労災保険を久しく労働基準法による個別事業主の補償責任に対する責任保険とみる理解をもたらし、制度の改善と事業の運営を制約してきた。

もとより、立法当初から労災保険制度が労働基準法の災害補償をこえて独自に発展する可能性をもっていることは立案当局の自覚するところであったし、昭和三五年の法改正によって明らかとなったのであるが、そのことが全面的に周知されるためには、昭和四〇年の法改正による給付体系の再編成と大幅年金化をまたなければならなかった。

（中略）

(5) 当時の立案担当者であった友納武人氏の「労働者災害補償保険法について」（「法律特報」第一九卷九号）によると「本法と労働基準法との関係は極めて密接であって、平均賃金及び災害補償の事由は労働基準法の定むるところによっているのである。而かもその保険給付の範囲も一応労働基準法にその基準を置いている。然しながらその本質に於ては、法第一条に明記する様に全く別個の独立した制度である。由来無過失賠償の規定を工場法、鉱業法等の労働保護法規の中に収めることは、議論の存するところであって、多くの外国の立法例の示す如く災害補償保険の中に単一化せしめるか或は全然別個の独立した法制とすべきであると云う論もある。いずれにせよ労働者災害補償保険法が、その保険給付を労働基準法の額に合致せしめていることは、一時的のことであって近い将来その基準以上の諸給付を行なうのでなければ、その本旨を發揚したものとは云い得まい。」

# 【参考】労働基準法と労働者災害補償保険法との関係

## 「労働基準法が世に出るまで」（昭和56年2月 松本岩吉）p66～70

### 労災補償と保険局との関係

次は労災補償のことである。工場法、鉱業法上の業務上災害に対する扶助は、戦時中の改正で健康保険および厚生年金保険によって使用者の賠償責任が代行されており、労働者災害扶助法および同責任保険法も戦時中労働局から保険局の所管に移されていた。しかし工場法、鉱業法上の業務上の扶助責任が、国民の相互扶助を目的とする健康保険、厚生年金保険等の社会保険が代行することについては、同保険で業務上災害に対する注意は払われているとはいうものの、給付内容の低位性、保険料の労働者負担などについて、かねてから多くの問題が存するところであった。

労働保護課では、労災補償は労働保護立法の重要部門をなすものであるから、無過失損害賠償責任の補償理論を確立し、補償内容を引き上げることを眼目とするとともに、従来の社会保険から脱却した業務上災害補償を完全に代行し得る労働者災害補償保険制度を新たに創設することが絶対に必要だと思っていたし、その実現を強く期待した。

～(中略)～

そうこうしているうちに、米国の労働問委員会の勧告が出て、「業務上災害の補償が、一般疾病保険のなかにおいて、その費用の半分以上を労働者が負担していることの不合理性、給付の低位性」が指摘され、一方社会保険制度調査会からは、「業務上の災害のみを一本に取扱う保険制度を制定すべし」という答申がなされるなど、労災保険法の方も漸次固まって来たようである。

労災保険法案が正式に保険局から届いたのは、たしか年を越えた二十二年の一月末だったと思うが、これを見て私どもまったく意外の感に打たれた。吾々は基準法と保険法は母法と子法の関係に立つと思っていたが、保険法案のどこを見ても労働基準法の「基」の字もない。内容を見れば基準法と同じようなことを重ねて書いてある。一体両者の関係はどうなのか、この点をはっきりすべきだと、官房をまじえて大分議論をしたが、この点も平行線をたどるままだった。しかしとに角保険法の内容は基準法の六年定期金補償を受け、平均賃金制を採用し、総体としては基準法の補償要件を満たしている。余り議論ばかりしていて議論倒れになってこの法律が出来ないと、基準法を成立させるうえで実は吾々も大いに困るというのが泣きどころである。いずれ保険法の所管が一緒になれば万事が解決すると思って我慢した。ただし、保険法の給付を受けるべき場合においては、工場法のように手放し一任ではなく、国会提出の最終案では基準法中に「その価格の限度において、使用者は補償の責を免れる」という文言を残して一応の幕を引いた……。